

栃木県電気協会会則

栃木県電気協会

栃 木 県 電 気 協 会 会 則

第 1 章 総 則

第1条 本会は栃木県電気協会と称し、事務局を宇都宮市馬場通り1-1-11 東京電力エナジーパートナー株式会社北関東本部内におく。

第2条 本会は電気の安全と活用の促進に寄与し、以って会員の健全な発展を期するとともに、公共の福祉に寄与することを目的とする。

第 2 章 事 業

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 電気の安全および合理的使用に対する知識の普及、啓発に関する事項
2. 電気に関する法令の周知に関する事項
3. 電気の安全技術などの教育に関する事項
4. 電気の使用者、供給者の相互協力に関する事項
5. 電気関係功労者の表彰に関する事項
6. その他本会の目的達成に必要な事項

第 3 章 会 員

第4条 本会は正会員ならびに特別会員をもって構成する。

正 会 員…栃木県に所在する電気使用事業所等で本会の目的に賛同したものと
とする。

特別会員A…栃木県に所在する正会員以外の電気事業に関連する団体、その他常任理事会が推薦したものと
する。なお、その団体の営業所
や支部等は各行事等に参加できるものと
する。

特別会員B…栃木県に所在する正会員および特別会員A以外の官公庁関係団
体、又は電気事業者、その他常任理事会が推薦したものと
する。

第5条 会員の入会または退会はその申出により理事会の議を経て、会長がこれを承認するものとする。

第6条 会員は第24条所定の会費を納入するものとする。

第7条 既納会費は返還しないものとする。

第8条 会員が会費を滞納し、または、本会の名誉を著しく毀損したものは、理事会の議を経て会長はこれを除名することができる。

第 4 章 役 員

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 5名以内 |
| 理 事 | 若干名 |
| 幹 事 | 〃 |
| 会 計 監 事 | 2 名 |
- 会長、副会長、理事ならびに会計監事は総会において会員中より選出する。
理事の互選をもって常任理事若干名を置く。
幹事は常任理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
- 第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、この職務を代行する。
理事は主要な会務を評議し、常任理事は常務に参与する。
会計監事は会計を監査し、これを総会に報告する。
- 第11条 役員任期は2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。
補欠役員任期は前役員残存期間とする。
- 第12条 会長は常任理事会の議を経て顧問を委嘱することができる。
顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第13条 会長は理事会等の議を経て電気安全の普及・啓発に経験のあるものより、電気安全の指導のための技術顧問を推薦することができる。
技術顧問は会長の諮問に応じ本会の会務に協力し、電気安全に関する知識・技術の普及・啓発などの指導をすることができる。

第 5 章 地 域 名 称

- 第14条 地域名称は以下の通りとする。
- | | |
|-------|---------------|
| 栃木北地域 | 旧栃木北支部エリアとする。 |
| 宇都宮地域 | 旧宇都宮支部エリアとする。 |
| 栃木南地域 | 旧栃木南支部エリアとする。 |

第 6 章 事 務 局

- 第15条 本会運営のため事務局を置く。
- 第16条 事務局には事務局長および事務局員若干名を置き、専任事務局員を置くことができる。
専任事務局員の処遇その他は理事会において決める。
- 第17条 事務局は会長に所属し事務を行なう。

第 7 章 会 議

- 第 1 8 条 定時総会は毎年 1 回開催し、臨時総会は理事会の決議に基づきこれを開催することができる。
- 第 1 9 条 総会および常任理事会は会長がこれを招集する。
- 第 2 0 条 会議の議長は会長がこれを行い、議事は出席者の過半数を以って決し、可否同数のときは議長が決定する。

第 8 章 会 計

- 第 2 1 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日終る。
- 第 2 2 条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の雑収入を以って充当する。
- 第 2 3 条 本会の予算および決算は総会に報告し、その承認を得るものとする。

第 9 章 会 費

- 第 2 4 条 会員の会費として、次の区分による金額を当該年度 5 月末日までに納入するものとする。
- ただし、年度の中途に入会する場合は、入会月より年度末までの月額換算分(端数は 1 0 0 円に切上げ)をその入会月に納入するものとする。
1. 正会員の会費
正会員の会費は、年額 1 0, 0 0 0 円とする。
 2. 特別会員 A の会費
特別会員 A の会費は、年額 3 0, 0 0 0 円を原則とし、その団体の代表が支払うものとする。なお、その会費の額は実情に応じ、理事会において査定するものとする。
 3. 特別会員 B の会費
特別会員 B の会費は、徴収しないものとする。

第 1 0 章 付 則

- 第 2 5 条 本会の運営に必要な細則は、理事会の議を経てこれを定め総会に報告するものとする。
- 第 2 6 条 本会則を変更しようとするときは、総会の決議を経ることを要する。

第27条 本会則は昭和56年7月13日から実施する。
本会則は平成14年6月13日に一部改定する。
本会則は平成26年6月9日に一部改定する。
本会則は平成27年7月13日に一部改定する。
本会則は平成28年6月14日に一部改定する。
本会則は令和2年6月17日に一部改定する。
本会則は令和4年7月13日に一部改定する。
本会則は令和6年6月13日に一部改定する。

表 彰 規 定

第1条 本会の会員の従業員で電気の安全ならびに活用に関し、当該年度に次の各号の一に該当するものは会長がこれを表彰する。

1. 有益な創意、工夫をなし、その効果大であった者
2. 重大な事故を未然に防止した者
3. 他の模範となる善行のあった者
(電気設備、保安、活用等行為のあった者)
4. その他電気技術者表彰候補選定基準に該当する者

第2条 前条の表彰は理事会の議を経て会長が決定する。

第3条 表彰は定時総会（文書開催を除く）時に行なう。

第4条 被表彰者の氏名は、定時総会（文書開催を除く）において、これを公表する。

第5条 表彰は、表彰状ならびに記念品を添えこれを行なう。

慶 弔 見 舞 金 規 定

内 容	対 象	金 額	備 考
香 典	会員事業所の代表者および本会役員	5, 0 0 0	

その他、慶弔見舞いが必要な場合は、会長の承認によって実施する。

電気技術者表彰候補選定基準

第1条 候補者の選定条件

1. 次の条件でいずれかに該当すること。
 - イ. 年令満35才以上で、電気主任技術者として、5年以上の経験を有するか、電気技術者として15年以上の経験を有すること。
 - ロ. 年令満50才以上の電気技術者で、10年以上電気技術者の育成指導に現在直接あたっていること。
 - ハ. 電気の保安の確保、電気使用の合理化に関する工夫、考案発明などがあること。 (年令、経験不問)
 - ニ. 管理保安する施設が電気安全関東委員会又は関東地区電気使用合理化委員会の表彰、受賞の実績があること。
2. 次の条件をすべて満たすこと。
 - イ. 管理保安する電気施設で5年以上電気事故が発生していないこと。
 - ロ. 県内事業所に満3年以上在籍していること。
 - ハ. 本会の事業目的達成に功績があること。
 - ニ. 電気技術に関する知識が豊富で熱意があり、保安技術の改善、電気使用の合理化推進など顕著であること。

第2条 候補者の推薦

表彰規定にもとづく候補者の推薦は、本会の会員が別添推薦調書に必要事項を記入し表彰申請を事務局宛に対象年度の4月末までに行なう。

優秀電気技術者表彰推薦調書

調 査 項 目	記 載 事 項
(フリガナ) 氏 名	(会社名)
住 所	
生 年 月 日	年 月 日生 (満 才)
入 社 年 月 日	年 月 日
主 な 職 歴	
功 績	
そ の 他 参 考 と なる 事 項	
会 員 企 業 名 (推 薦 者 名)	
表 彰 選 考 内 容	